おくやみハンドブック

広陵町

令和7年版
※令和7年4月現在

このたびのご家族様のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、悲しみの先々のご不安もあるなか、今後さまざまな申請や届出などの手続が必要になることと存じます。

広陵町では、役場関係の手続と、役場以外の一般的な手続につきましてご案内するとともに、少しでもご負担なく行っていただけるようハンドブックを作成致しました。

お手続の際に、ご活用いただけましたら幸いです。

広陵町長

目次

１．　手続チェックリスト …… p.3

２．　手続等の一般的な流れ …… p.5

３．　役場内での手続について …… p.7 ～ 25

４．　その他の主な手続／チェックリスト …… p.27 ～ 33

手続チェックリスト

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

担当課	故人の状況等	チェック	該当ページ
住民課	故人を含め同世帯に3名以上である	□はい □いいえ	p.8
	印鑑登録をしている	□はい □いいえ	p.8
保険年金課	国民年金を受給している	□はい □いいえ	p.9
	国民健康保険に加入している	□はい □いいえ	p.10
	次のいずれかを受給している ・重度心身障がい老人等医療費助成金 ・心身障がい者医療費助成金 ・精神障がい者医療費助成金 ・ひとり親家庭等医療費助成金 ・子ども医療費助成金 ・乳幼児医療費助成金	□はい □いいえ	p.11
税務課	町・県民税が課税されている	□はい □いいえ	p.12
	固定資産税が課税されている	□はい □いいえ	p.12
	軽自動車税が課税されている	□はい □いいえ	p.13
	納付を口座振替している	□はい □いいえ	p.13
環境政策課	納骨を考えている	□はい □いいえ	p.14
	町営石塚霊園を使用している	□はい □いいえ	p.14
	改葬・墓じまいを考えている	□はい □いいえ	p.15
農業振興課 農業委員会	農地を所有している	□はい □いいえ	p.15
都市整備課	町営住宅に入居している	□はい □いいえ	p.16
奈良県広域水道企業団 広陵事務所	給水装置の所有者又は水道の使用者である	□はい □いいえ	p.17
教育委員会 教育総務課 学校支援室	小学生・中学生の保護者である	□はい □いいえ	p.17

担当課	故人の状況等	チェック	該当ページ
介護福祉課	６５歳以上又は要介護認定を受けている	□はい □いいえ	p.18
	次のいずれかを所有している ・後期高齢者医療被保険者証 ・後期高齢者医療資格確認書 ・後期高齢者医療資格情報のお知らせ	□はい □いいえ	p.18
社会福祉課	次のいずれかを所有している ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳	□はい □いいえ	p.19
	特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している	□はい □いいえ	p.19
	生活保護を受給している	□はい □いいえ	p.19
こども課	児童手当を受給している	□はい □いいえ	p.21
	ひとり親世帯等になる	□はい □いいえ	p.21
	児童扶養手当を受給している	□はい □いいえ	p.21
	特別児童扶養手当を受給している	□はい □いいえ	p.22
	交通災害・自然災害による死亡である	□はい □いいえ	p.24
図書館	図書館利用者カードを所有している	□はい □いいえ	p.25
その他	外国籍の方である	□はい □いいえ	p.25
	会社員である	□はい □いいえ	p.27
	個人事業主である	□はい □いいえ	p.28

※手続には来庁者のご本人様確認が必要となります。
①写真付きの身分証明書の場合１点
・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等
②写真付きでない身分証明書の場合２点
・資格確認書（健康保険）・被保険者証（介護保険）・年金手帳等

また、代理での手続の際委任状が必要となる場合がございますので、
ご不明な点がありましたら各担当課へお問い合わせください。

身近な人がお亡くなりになられた後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3か月以内	4か月以内
葬儀・法要	○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	
届出・手続	○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 （29・30ページ参照） ○公共料金等の手続（33ページ参照） ○年金関係の手続 ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届等	
税金		○所得税の準確定申告（30ページ参照）

10か月以内	1年以内
	○一周忌
○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議（29ページ参照）	○遺留分侵害額請求
○相続税の申告（30ページ参照）	

広陵町で必要な手続については次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、適時に、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページ～〉
必要な手続の詳細について

〈27ページ～〉
広陵町以外で必要な手続の窓口一覧

住民課　本庁舎1階

1.　死亡届について

○死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から７日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

○火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。
広陵町営斎場を利用される場合には、事前に予約が必要です。

○届出地

お亡くなりになられた方の本籍地、届出人の所在地、お亡くなりになられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

○届出人

・親族
・同居者
・死亡地の家主・地主・家屋又は土地の管理人
・成年後見人・保佐人・補助人
（登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です。）

◇必要なもの

・死亡届（右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの）１通
・印鑑（押印は任意です。）

○広陵町に届出する場合は

【平日】午前８時３０分から午後５時１５分
広陵町役場1階住民課
【夜間及び休日】
広陵町役場１階宿直室
宿直室で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に届出内容の確認等で来庁をお願いすることがあります。

○死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります（土日祝日を除く。）
・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

○本籍地が広陵町の方→届出をされて間もない場合、事前にお電話にて記載がされているかご確認ください。
○本籍地が広陵町以外の方→広域交付の利用が可能です。
請求方法については、住民課窓口へお問い合わせください。

広陵町
ホームページ▶

※年末年始の休日中又は、大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。
※相続等の手続には、相続人の確定のためお亡くなりになられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

2.　住民票について　※お亡くなりになられた方の住民登録が広陵町にある場合

○世帯主変更届（3人以上の世帯の場合）

お亡くなりになられた方が３人以上の世帯の世帯主である場合は世帯主の変更が必要です。世帯主変更手続については、住民課から確認の連絡をさせていただきます。
※死亡届が提出されると届出を受理した市区町村役所・役場から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、特別な届出は必要ありません。

3.　印鑑登録証（カード）の返納について

お亡くなりになられた方が印鑑登録をされていた場合、登録は抹消されます。
印鑑登録証（カード）をご返却ください。

◇必要なもの

・お亡くなりになられた方の印鑑登録証（カード）

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
住民課
電話番号　０７４５－５５－１００１

保険年金課　本庁舎1階

4.　年金の手続について

○国民年金を受給されていた方がお亡くなりになられた場合

前回年金を受給された月からお亡くなりになられた日までに係る年金等を受給するために、相続人（請求者）による請求が必要です。

◇申請に必要なもの

・お亡くなりになられた方の年金証書
・お亡くなりになられた方の基礎年金番号又はマイナンバーのわかるもの
・お亡くなりになられた方と請求者の関係がわかる戸籍謄本等
・請求者のマイナンバーのわかるもの
・請求者の金融機関の通帳

※請求者により必要なものが異なる場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

保険年金課　年金係

電話番号　０７４５－５５－１００１

5.　国民健康保険の手続について

世帯の誰かが国民健康保険に加入されている場合は、国民健康保険被保険者証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれかの返還及び更新の手続が必要です。

○世帯主の方がお亡くなりになられた場合

→・お亡くなりになられた方の喪失手続が必要です。

・世帯主が変わられることで、世帯員の方に新しい資格情報のお知らせか資格確認書が発行されます。

◇申請に必要なもの

・国民健康保険加入者の国民健康保険被保険者証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか

○世帯主以外の方で国民健康保険加入者の方がお亡くなりになられた場合

→　お亡くなりになられた方の喪失手続が必要です。

◇申請に必要なもの

・国民健康保険加入者の国民健康保険被保険者証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

保険年金課　国保係

電話番号　０７４５－５５－１００１

6.　葬祭費の手続について

国民健康保険被保険者がお亡くなりになられた場合は、葬祭を行った方（喪主）が申請を行うことで、葬祭費の一部の支給を受けられます。

◇申請に必要なもの

・葬祭を行った方（喪主）の金融機関の通帳等

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

保険年金課　国保係

電話番号　０７４５－５５－１００１

7.　福祉医療費受給資格の手続について

○お亡くなりになられた方が以下のいずれかを受給されている場合

・重度心身障がい老人等医療費助成金
・心身障がい者医療費助成金
・精神障がい者医療費助成金
・ひとり親家庭等医療費助成金
・子ども医療費助成金
・乳幼児医療費助成金

福祉医療の喪失手続が必要です。

◇申請に必要なもの

・お亡くなりになられた方の受給資格証（お持ちの方のみ）
・口座変更される場合は、相続人の振込先の金融機関の通帳等

（お亡くなりになられた方の振込先口座が登録されている場合は、振込先の変更が必要です。）

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

保険年金課　福祉医療係

電話番号　０７４５－５５－１００１

税務課　本庁舎1階

8.　税の手続について

○町民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降にお亡くなりになられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人がその納税義務を承継し、住民税を納付していただくことになります。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

税務課　民税係

電話番号　０７４５－５５－１００１

所得税・相続税についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

葛城税務署

電話番号　０７４５－２２－２７２１

○固定資産税

固定資産を所有されていた方がお亡くなりになられた場合は、納税義務者の変更等の手続が必要になります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

なお、相続登記申請については、奈良地方法務局（葛城支局）へご相談ください。

固定資産税についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

税務課　資産税係

電話番号　０７４５－５５－１００１

相続登記申請についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

奈良地方法務局（葛城支局）

電話番号　０７４５－５２－４９４１

○軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在、車両を所有している方に対して課税されます。オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続が必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

※所有者がお亡くなりになられた場合でも、手続をしないと課税されます。

原付（排気量125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカー

税務課　民税係

電話番号　０７４５－５５－１００１

排気量125ccを超えるオートバイ

奈良運輸支局

電話番号　０５０－５５４０－２０６３

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会　奈良事務所

電話番号　０５０－３８１６－１８４５

○納税に関する手続・納付方法について

お亡くなりになられた方の口座から税・料の振替えをされている場合、振替口座の変更もしくは新規登録が必要ですので、今後の納付方法についてご相談ください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

税務課　収納係

電話番号　０７４５―５５－１００１

環境政策課　本庁舎1階

9.　納骨について

火葬執行証明書とともに、墓地管理者（お寺・市区町村・自治会）にご確認ください。

10.　お亡くなりになられた方が町営石塚霊園の使用者であった場合について

お墓の使用者がお亡くなりになられたときは、「承継（相続）」の手続が必要です。

お亡くなりになられた方に代わり、新しい使用者を相続人の中から決めていただく必要があります。

◇申請に必要なもの

・墓地承継使用許可申請書（所定の用紙）
・墓地使用許可証（お申込の時に発行している厚紙の証書）
・承継者(新しい使用者)の住民票謄本(本籍地の記載があるもの)
・承継を証する書類
　使用者がお亡くなりになられたこと及び使用者の全ての相続人が記載されている戸籍（除籍）謄本等
・承継者以外の全ての相続人の同意書（実印の押印が必要です。）
・上記同意者の印鑑登録証明書
・手数料１，０００円

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

環境政策課

電話番号　０７４５－５５－１００１

11.　墓じまい・改葬の手続について

○墓じまいについて

1. 墓地の管理者に「墓じまい」する旨を伝えます。
2. 石材店に遺骨の取り出しと墓じまいを依頼して、墓地を更地にします。
3. 墓地を管理者に返還します。
4. 改葬するか手元供養します。

○改葬のについて

1. 新しい改葬先を確保します。
2. 改葬許可証が必要です。
   墓地のある市区町村に改葬許可申請をします。
   申請のとき、現在使用中の墓地の管理者の証明が必要となります。
3. 納骨
   改葬先に埋蔵届と改葬許可証を提出して納骨します。
   ※手元供養の場合は異なります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

環境政策課

電話番号　０７４５－５５－１００１

農業振興課　農業委員会事務局　本庁舎２階

12.　農地を所有されている方について

お亡くなりになられた方が農地を所有されており、相続によりその農地の権利を取得した場合、農業委員会に届出が必要です。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

農業振興課　農業委員会事務局

電話番号　０７４５－５５－１００１

○農業者年金を受給されていた方がお亡くなりになられた場合

お問い合わせ先：JAならけん各支店へお問い合わせください。

都市整備課　本庁舎1階

13.　町営住宅関係の手続について

○町営住宅入居者がお亡くなりになられた場合

お亡くなりになられた方が町営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続や、異動の手続が必要です。

◇必要な手続

どなたがお亡くなりになられたかにより、手続が異なります。

①入居名義人がお亡くなりになり、同居されている方がいる場合
　名義を引き継ぐ手続（入居承継申請）※

②入居名義人がお亡くなりになり、同居されている方がいない場合
　住宅を明渡す手続

③入居名義人の方以外がお亡くなりになられた場合
　異動の手続

※入居承継申請については、承継できない場合があります。
　承継できない場合は、明渡しの手続が必要になります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

都市整備課

電話番号　０７４５－５５－１００１

奈良県広域水道企業団　広陵事務所　本庁舎１階

１４．　給水装置の所有者または水道の使用者について

所有者又は使用者の変更や給水休止の申し込み手続が必要です。
新所有者、新使用者、ご家族等からの届出をお願いします。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
奈良県広域水道企業団　広陵事務所
電話番号　０７４５－５５－２２３４

教育委員会　さわやかホール　２階

１５．　小学生・中学生の保護者について

小学生・中学生の保護者がお亡くなりになられた場合、学校関係に関する手続があります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
教育委員会　教育総務課　学校支援室
電話番号　０７４５－４３－６１８０

介護福祉課　さわやかホール1階

16.　介護保険について

○介護保険被保険者証をお持ちの場合（６５歳以上の方等）

要介護認定を受けておられた方（40歳～64歳の方も含む。）は高額介護サービス費等の手続が必要な場合があります。

◇申請に必要なもの

・介護保険被保険者証等（既に返還された場合は不要です。）

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
介護福祉課　介護保険係
電話番号　０７４５－５４－６６６３

17.　後期高齢者医療保険について

後期高齢者医療保険制度に加入されている方がお亡くなりになられたときは、葬祭を行った方（喪主）に対して葬祭費が支給されます。

◇申請に必要なもの

・後期高齢者医療被保険者証等（既に返還された場合は不要です。）
・葬祭を行った方（喪主）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）

※葬祭を行った日の翌日から２年以内に申請してください。（請求権の時効）

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
介護福祉課　後期高齢者医療係
電話番号　０７４５－５４－６６６３

社会福祉課　さわやかホール　1階

18.　障がい福祉の手続について

〇お亡くなりになられた方が以下の手帳等をお持ちの場合

・身体障がい者手帳
・療育手帳
・精神障がい者保健福祉手帳
　いずれかをお持ちの方は、返還手続が必要です。

◇申請に必要なもの

・お亡くなりになられた方の各種手帳
・ご遺族の方の金融機関の通帳（「広陵町障がい福祉年金」を受給されていた方のみ）

19.　特別障がい者手当・障がい児福祉手当について

　お亡くなりになられた方が、特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給されていた場合、喪失手続が必要です。

◇申請に必要なもの

・住民票除票
・扶養義務者の金融機関の通帳（未支払金がある場合のみ）

20.　生活保護における葬祭扶助の適用について

　生活保護受給者が喪主を務める場合、葬祭費の一部が生活保護費として支給されます。手続については社会福祉課までご相談ください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

社会福祉課
電話番号　０７４５－５５－６７７１
中和福祉事務所
電話番号　０７４４－４８－３０２２

21.　斎場使用料の減免申請について

お亡くなりになられた方が生活保護受給者の場合、ご遺族である生活保護受給者のご家族が申請されますと斎場使用料が減免となります。

「斎場使用料減免申請書」の提出が必要となりますが、申請用紙は環境政策課又は社会福祉課にありますので窓口へご来庁ください。

※申請書の提出先は環境政策課（本庁舎１階）になりますのでご注意ください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

環境政策課

電話番号　０７４５－５５－１００１

MEMO

こども課　さわやかホール２階

２２．　児童手当にかかる手続について

○児童手当受給者がお亡くなりになられた場合

今後、児童を養育する方が児童手当を受給するには、新規に申請が必要です。

◇申請に必要なもの

・新規認定請求書等
・請求者名義の振込口座がわかるもの（預金通帳等）
・請求者の個人番号が分かるもの

※受給者の方がお亡くなりになられた日の翌日から15日以内に申請すれば、お亡くなりになられた日の翌月分から児童手当を受給することができます。申請が遅れると手当を受給できない月が発生しますので、速やかに申請をお願いします。

《未支払請求（お亡くなりになられた受給者に未支払手当が残っている場合)》

◇未支払金の請求に必要なもの

・児童の振込口座がわかるもの（預金通帳等）

○児童手当支給対象の児童がお亡くなりになられた場合

①児童手当の対象児童が一人の場合→対象児童がお亡くなりになられた際は、児童手当受動事由消滅届の提出が必要です。
②児童手当の対象児童が複数の場合→対象児童の一人がお亡くなりになられた際は、児童手当額改定届（減額）の提出が必要です。

２３．　児童扶養手当に係る手続について

○ひとり親世帯等になり、受給要件にあてはまる場合

◇手続に必要なもの

・新規認定請求書等
・請求者名義の振込口座がわかるもの（預金通帳等）
・同居している方のマイナンバーが分かるもの

○児童扶養手当受給者がお亡くなりになられた場合

◇手続に必要なもの

・児童扶養手当受給資格者死亡届
・戸籍謄本、又は死亡診断書（死亡の事実が分かる書類）

併せて、児童扶養手当受給者を新たに選定する場合は新規認定請求が必要です。

《未支払請求（お亡くなりになられた受給者に未支払手当が残っている場合）》

◇未支払金の請求に必要なもの

・児童の振込口座がわかるもの（預金通帳等）

○対象児童がお亡くなりになられた場合

①児童扶養手当の対象児童が一人の場合→対象児童がお亡くなりになられた際は、児童扶養手当資格喪失届の提出が必要です。
②児童扶養手当の対象児童が複数の場合→対象児童の一人がお亡くなりになられた際は、児童扶養手当額改定届（減額）の提出が必要です。

24.　特別児童扶養手当に係る手続について

○特別児童扶養手当受給者がお亡くなりになられた場合

◇手続に必要なもの

・特別児童扶養手当受給資格者死亡届
・戸籍謄本、又は死亡診断書（死亡の事実が分かる書類）

併せて、特別児童扶養手当受給者を新たに選定する場合は新規認定請求が必要です。

◇認定に必要なもの

・新規認定請求書等
・請求者名義の振込口座がわかるもの（預金通帳等）
・同居している方のマイナンバーが分かるもの

○対象児童がお亡くなりになられた場合

①特別児童扶養手当の対象児童が一人の場合→対象児童がお亡くなりになられた際は、特別児童扶養手当資格喪失届の提出が必要です。
②特別児童扶養手当の対象児童が複数の場合→対象児童の一人がお亡くなりになられた際は、特別児童扶養手当額改定届（減額）の提出が必要です。

児童三手当　お亡くなりになられた方の届出一覧

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
受給者がお亡くなりになられて、新たに受給する場合	《新規認定》 ・新たに受給者となる父母又は養育者の通帳、マイナンバーがわかるもの	《死亡の手続》 ・児童扶養手当受給資格者死亡届 ・受給者の戸籍謄本、又は死亡診断書 《新規認定》 ・新たに受給者となる父母又は養育者の戸籍謄本、通帳、マイナンバーがわかるもの	《死亡の手続》 ・特別児童扶養手当受給資格者死亡届 ・受給者の戸籍謄本、又は死亡診断書 《新規認定》 ・新たに受給者となる父母又は養育者の戸籍謄本、通帳、マイナンバーがわかるもの
未支払請求（受給者に未支払手当が残っている場合）	・児童名義の振込口座がわかるもの（通帳等）		
児童がお亡くなりになられた場合	・児童手当受給事由消滅届、又は児童手当額改定届	・児童扶養手当資格喪失届、又は児童扶養手当額改定届	・特別児童扶養手当資格喪失届、又は特別児童扶養手当額改定届
申出期間	お亡くなりになられた日の翌日から15日以内	お亡くなりになられた後速やかに	

MEMO

25.　交通災害・自然災害によりお亡くなりになられた場合

○奈良県交通遺児等援護事業について

交通災害又は自然災害により、父又は母等を失った児童の健全な育成及びその福祉の増進を目的として、激励金や入学祝金等の給付を行う事業です。

◇交通遺児等激励金（遺児１人につき 100,000 円）

⇒死亡日から1年以内に申請。

申請書	交通遺児等援護事業給付申請書、口座振込申出書
添付書類	住民票、死亡診断書、交通事故証明書、保護者名義の口座がわかるもの、印鑑

◇交通遺児等入学祝金（小学校、中学校、高等学校各入学時 遺児１人につき 50,000 円）

⇒上記各入学時から1年以内に申請。

申請書	交通遺児等援護事業給付申請書、口座振込申出書
添付書類	在学証明書、保護者名義の口座がわかるもの、印鑑

◇交通遺児等就職・入学準備金（就職又は大学等への進学予定者１人につき 100,000 円）

⇒就職又は大学等への進学・入学が決定してから1年以内に申請。
⇒ただし、給付は就職時又は入学時のいずれか1回限り。

申請書	交通遺児等援護事業給付申請書、口座振込申出書
添付書類	採用（内定）通知等又は合格通知、保護者名義の口座がわかるもの、印鑑

＊給付要件

⇒父又は母等の死亡時、遺児が奈良県内に住所を有していること。
⇒父又は母等の死亡時、遺児が満18歳に達する年度内であること。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

こども課

電話番号　０７４５－５５－６８２０

広陵町立図書館

26.　図書館利用者カードについて

図書館利用者カードを持っておられた方は、抹消手続が必要です。

◇申請に必要なもの

・図書館利用者カード

※図書館へ来館又はお電話にて手続をお願いします。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

広陵町立図書館

電話番号　０７４５－５５－４９４６

住居地を管轄する地方出入国在留管理官署

27.　外国籍の方の届出について

◇外国籍の方がお亡くなりになられた場合

在留カード又は特別永住者証明書（外国人登録証明書）を所持する外国人の方がお亡くなりになられたときは、死亡の日から14日以内に、その方の親族又は同居者が返納することになります。

詳しくは、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。

MEMO

その他の主な手続

○お亡くなりになられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続があります。一般的な手続について記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 （身分証明書）の返却		健康保険の資格情報のお知らせ又は資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者がいる場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金・ 共済年金の請求	5年以内	手続については、管轄の年金事務所又は共済組合までお問い合わせください。

○亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

<table>
<tr><th>項目</th><th>期日</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>個人事業者の
死亡届出書</td><td rowspan="2">速やかに</td><td rowspan="5">税務署に提出します。</td></tr>
<tr><td>事業廃止届出書</td></tr>
<tr><td>個人事業の
開業・廃業等届出書</td><td rowspan="2">1か月以内</td></tr>
<tr><td>給与支払事務所等の
開設・移転・廃止届出書</td></tr>
<tr><td>所得税の青色申告の
取りやめ届出書</td><td>青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで</td></tr>
</table>

○その他の相続に関する手続／相続に関する手続チェックリスト

	項目	期日	備考
☑	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☑	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☑	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☑	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☑	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。 合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☑	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☑	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日までに所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☑	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

○ご遺族メモ／家系図（3親等内の親族）

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。
詳しくは法務局のHP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）を御覧ください。